

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年2月28日
【発行者の名称】	株式会社勝美ジャパン (Katsu Mi Japan Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山崎 裕康
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番9号
【電話番号】	03-6810-8561
【事務連絡者氏名】	財務部部长 大崎 英治
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社勝美ジャパン https://www.katsumijapan.com/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時点における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期	第20期	第21期
決算年月	2022年11月	2023年11月	2024年11月
売上高 (千円)	1, 359, 306	1, 708, 016	2, 134, 162
経常利益 (千円)	94, 370	184, 905	184, 122
当期純利益 (千円)	67, 874	126, 308	128, 539
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	82, 000	82, 000	82, 000
発行済株式総数 (株)	2, 000, 000	2, 000, 000	2, 000, 000
純資産額 (千円)	259, 762	322, 071	425, 351
総資産額 (千円)	955, 072	1, 135, 374	1, 217, 535
1 株当たり純資産額 (円)	129. 88	161. 04	212. 67
1 株当たり配当額 (円)	16, 000. 00	6, 315. 00	12. 85
1 株当たり当期純利益金額 (円)	33. 94	63. 15	64. 26
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	27. 2	28. 4	34. 9
自己資本利益率 (%)	26. 2	43. 4	34. 4
株価収益率 (倍)	—	—	9. 3
配当性向 (%)	94. 3	20. 0	20. 0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△49, 571	△16, 938	86, 692
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1, 366	△8, 961	△3, 411
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	183, 135	14, 189	△78, 356
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	404, 690	392, 980	397, 904
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	23 〔—〕	22 〔—〕	26 〔—〕

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4. 株価収益率については、第19期及び第20期は、当社が非上場であったため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
6. 第21期の財務諸表については株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第20期の財務諸表については株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、清陽監査法人の監査を受けておりますが、第19期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
7. 2024年5月18日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行いました。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。また、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当額を算定した場合、第19期は32.00円、第20期は12.63円となります。

2 【沿革】

当社は2003年12月に創業者である山崎裕康が長年食品業界で培った技術と経験を活かし、社会に大きく長く貢献したいとの思いから設立されました。創業当初は一般企業の産業給食や仕出し弁当向けの冷凍野菜輸入販売事業を行っておりました。その後、第10期よりメディカル給食(病院・高齢者施設給食)向けの冷凍蒸野菜の輸入販売を主たる事業として展開しております。

当社の設立以降、現在に至るまでの沿革は、以下の通りです。

年月	沿革
2003年12月	資本金3,000千円にて有限会社勝美ジャパンを神奈川県川崎市に設立
2005年12月	事業拡大に伴い本社を東京都文京区本郷2丁目に移転
2006年6月	株式会社勝美ジャパンに組織変更
2010年2月	資本金を26,000千円に増資
2013年6月	メディカル給食業界に参入
2015年7月	事業拡大に伴い東京都文京区本郷5丁目に本社移転
2018年10月	事業拡大に伴い東京都中央区東日本橋に本社移転
2020年10月	資本金を76,000千円に増資
2021年9月	資本金を82,000千円に増資
2023年3月	一般市場向け冷凍野菜の販売を開始
2023年6月	事業拡大に伴い東京都中央区日本橋蛸殻町に本社移転
2024年7月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式を上場

3 【事業の内容】

当社は食品メーカーとして、新しい価値を創造することに重点を置き、事業運営を行っています。

特に現在は、メディカル給食(病院・高齢者施設給食)市場を中心に、「安全性・美味しさ・調理時間の短縮・人手不足の解消」といった顧客のニーズに合わせた商品開発を実践しています。

現在の主力商品は海外生産の冷凍野菜であり、種の選定、栽培管理、冷凍加工、輸入通関、国内販売とトレーサビリティのしっかり取れた安心安全な商品の輸入販売を展開しております。

当社は自社工場を持たないファブレスの食品メーカーであり、中国、インドネシア、エジプト等の世界各地の製造委託先である工場において製造した自社ブランド商品を、主にメディカル給食市場に提供しております。

自社ブランド商品の開発にあたり、以下に関する製造技術の研究開発と商品開発に鋭意努力しております。

- ① スチベジ製法(カット野菜を低温スチームブランチングし急速凍結する)の製造技術と商品の開発
- ② セントラルキッチンでの使い勝手や品質向上を目指した製造技術と商品の開発
- ③ 原料としての野菜の品質と冷凍食品の間にある相関性の研究開発

これらの研究開発に加え、知的財産権の取得を重視しており、特許権を6件、商標権23件を保有しております。

なお、当社の事業はメディカル給食事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

1) メディカル食材事業

メディカル給食とは、医療施設、介護、福祉施設等の入院患者や入居者の方々に対して提供される食事です。

医療施設で提供する食事は、一般的には『病院給食』、『患者給食』と呼ばれ、食事は医療の一環として位置づけられており、患者個々人の病態に見合った食事が医師の指示により提供されることが特徴です。

介護、福祉施設で提供する食事は、入居者の介護度により大別されますが『嚥む力』、『飲み込む力』に応じた食事形態に加工し提供することが特徴です。また入居者の持病に応じた療養食も提供されております。

当社ではこれらのメディカル給食の原材料として使用される冷凍野菜の仕入販売を「メディカル食材事業」と称しております。

2) 原料食材事業

原料食材事業とは、国内の食品メーカー等へ、顧客ニーズによる商品規格や仕様にて当社の海外OEM工場に委託製造した商品を輸入し、直接顧客へ提供する事業です。

今後もユーザーのソリューションとしての商品を開発販売いたします。

3) 冷凍食品市販事業

コロナ禍以降、一般家庭で手軽に短時間にて調理でき、また、美味しく食べられる冷凍食品の需要が益々伸び、注目されております。

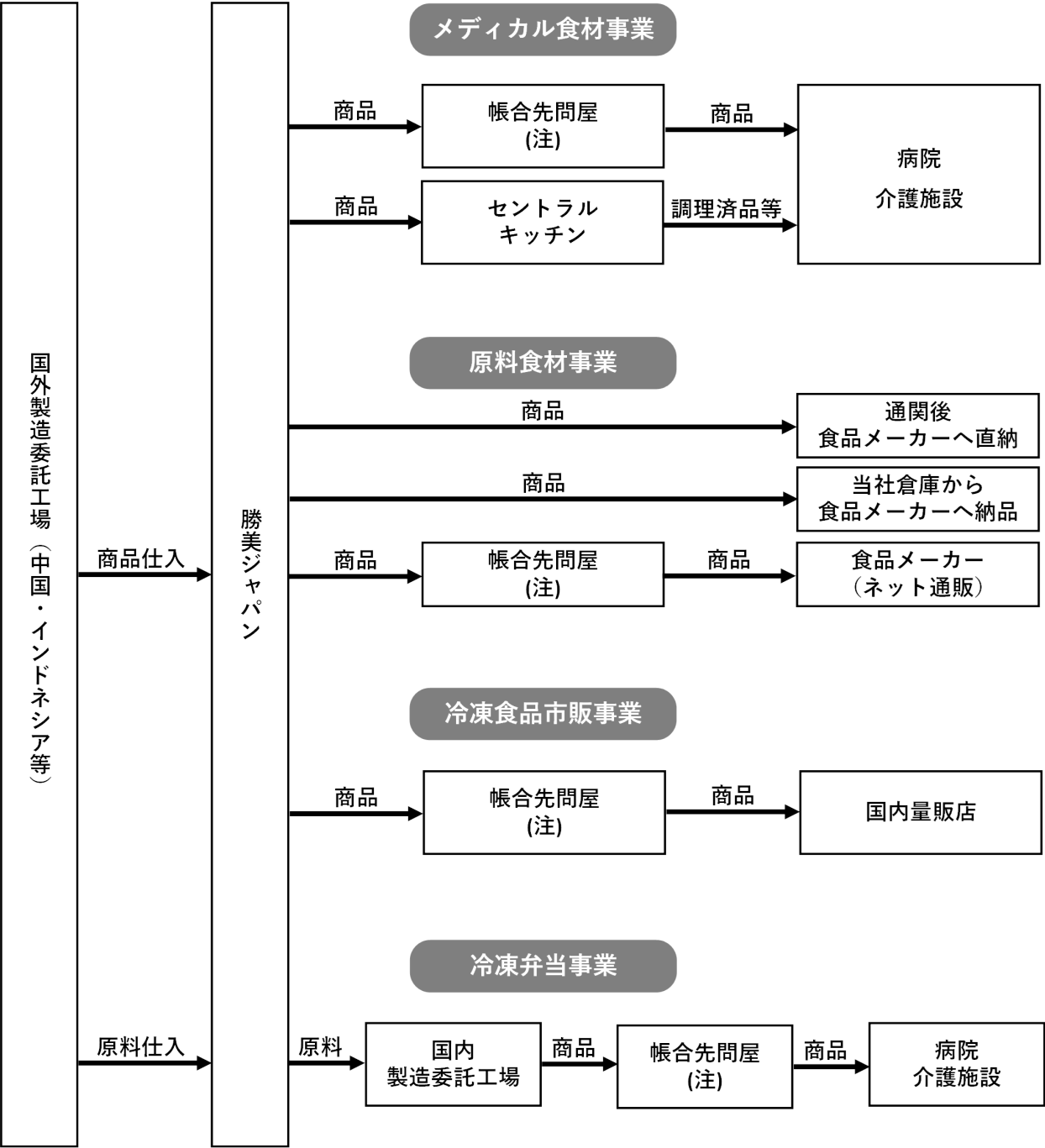
冷凍食品市販事業とは、当社のメディカル給食事業で培ったノウハウを活かして、一般市販用商品として、大手量販店などを通して一般消費者に当社の冷凍野菜商品を販売する事業であります。

4) 冷凍弁当事業

メディカル給食業界、なかでもサービス付き高齢者住宅等の小規模施設では、ご飯と汁物のみを事業所で用意し、冷凍弁当をレンジやスチーマー等で加熱して提供する給食オペレーションの需要が高まっております。

冷凍弁当事業は、主菜となる肉や魚等の主原料及び副菜となる冷凍野菜を直接輸入し、国内OEM工場に委託製造した冷凍弁当を医療施設、介護、福祉施設等へ提供する事業です。

事業系統図は、次のとおりであります。



（注）帳合とは、ユーザーが配送ロットなどを加味して問屋を選択する意味です。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2024年11月30日現在			
従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
26 [一]	47歳	3年7ヶ月	3,972

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社はメディカル給食事業単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第21期事業年度(自2023年12月1日 至2024年11月30日)

当事業年度における我が国経済は、物価上昇による購買力の抑制や円安によるコスト上昇の価格転嫁が行われ、景気回復のペースは、先行き不透明な状況となりました。一方為替の状況ですが、2021年11月より始まったUS\$に対する円安が、2024年は一旦円高傾向に向かいましたが、夏以降米国の金融引き締めなどの影響等もあり、140円台から150円台へと再び円安化傾向となりました。為替の変動が顕著であり、今後の為替の状況が一層注目されております。

メディカル給食業界におきましては人手不足が益々深刻化しており、生鮮野菜から冷凍野菜への切り替えが進んでおります。

このような環境下、当社においては、当社商品の強み（スチベジ製法、メディカルカット、無加熱摂取冷凍食品規格に合致した高品質の冷凍蒸野菜）をお伝えする営業活動を積極的に展開した結果、主力の大根をはじめ葉物野菜等各商品の販売が増加しております。また、新規事業として2024年3月より販売を開始した冷凍弁当分野は87,042千円の売上実績を計上し、事業全体の伸張を確保しました。さらに、2024年4月の主要配送会社の値上げによる配送コストの上昇と当事業年度の為替変動による仕入価格の上昇に対処すべく、商品価格の値上げを実施しました。

これらの結果、当事業年度の売上高は2,134,162千円(前年同期比24.9%増加)、営業利益は177,939千円(同3.8%減少)、経常利益は184,122千円(同0.4%減少)、当期純利益は128,539千円(同1.8%増加)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第21期事業年度(自2023年12月1日 至2024年11月30日)

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は397,904千円（前期末比4,924千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は86,692千円となりました。これは、主な増加要因としては税引前当期純利益184,122千円、減価償却費4,979千円、仕入債務の増加額33,393千円であった一方、売上債権の増加額87,125千円、法人税等支払額69,582千円であったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は3,411千円となりました。これは主にサーバー追加購入2,670千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は78,356千円となりました。主な増加要因として長期借入金による収入90,000千円があった一方、長期借入金の返済による支出143,096千円、配当金の支払額25,260千円があったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は外国の提携会社へ当社ブランド商品の生産を委託し、国内販売を営む事業ですので、生産実績は記載しておりません。

(2) 受注実績

当事業年度における受注実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社はメディカル給食事業単一セグメントのため、セグメント記載をしておりません。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
メディカル給食事業	2,131,793	124.7%	20,884	89.8%
合計	2,131,793	124.7%	20,884	89.8%

- (注) 1. 金額は、販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社はメディカル給食事業単一セグメントのため、セグメント記載をしておりません。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
メディカル給食事業	2,134,162	124.9%
合計	2,134,162	124.9%

- (注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が10%以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社は下記の課題に取り組んでまいります。

(1) メディカル食料事業

慢性的な人手不足による院内調理人材確保が難しくセントラルキッチンでの調理合理化による生産がさらに進む中、野菜の調理時間短縮を提案すべく前事業年度より品質向上の一環として開発を始めた冷凍蒸野菜の「無加熱摂取冷凍食品」規格の品目を拡大すると同時に販売活動を推進しております。また、翌事業年度よりインドネシアで新たに製造する冷凍蒸葉物野菜も「無加熱摂取冷凍食品」規格で本格的に製造を開始しており、市場ニーズへのさらなる対応を図る予定です。

(2) 冷凍弁当事業

病院と高齢者施設をターゲットにした冷凍弁当を製造販売する事業を展開中で、管理栄養士による栄養成分管理と当社食料の美味しさを活用したお弁当を提供しております。2024年10月からはそれまでの昼夜食に加え朝食用弁当も投入しており、高齢者施設の人手不足や所員の方の労働負担軽減にさらに貢献するとともに、入所者の方に喜ばれるお弁当の提供を目指してまいります。

(3) 事業資金の確保

当社は、今後の成長を見据え、資金調達手段の多様化を目指し、中長期的に安定した成長ができるよう財務体質の強化に努めてまいります。

(4) リスク管理体制の整備・強化

当社は、リスク管理を経営の重点施策の一つとして、財務リスクと資本効率の適切なコントロールを行い、経営

の健全性の維持に努めております。また当社情報資産の保護管理を目的として「情報セキュリティ管理規程」を定め社内情報資産の漏洩防止に努めております。

(5) コンプライアンスの遵守

当社は、社会的及び社内的ルールを守ることが第一と考え、社内諸規定の充実に努めております。また月一回の取締役会及び経営会議や運営会議を開催し、組織の機能と情報共通化を図り、コンプライアンス遵守に努めております。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は本書公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 為替リスクについて

当社ブランド商品は、外国の提携会社に製造を委託し、輸入をし、国内に販売展開しております。

従って為替価格の変動により、仕入れ単価が大きく変動いたします。定期的に仕入れ価格に見合った販売価格を取引先に提示をしておりますが、競合他社との価格競争劇化により販売価格の適正価格提示が難しくなった場合には、当社の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社ブランド商品安定調達について

上記の通り、当社ブランド商品は外国の提携会社に冷凍野菜を製造委託し、国内に販売展開しております。

販売計画に則った製造依頼書を外国の各提携会社へ発行しておりますが、多大な天候変化により生産に大きな影響をあたえることや国際情勢の変化などにより予定通りに商品が出荷されず、安定調達ができない可能性があります。

当社は安定調達に向け、全国の提携倉庫における在庫の安定確保、早期発注といった対策を講じております。しかしながら想定以上の急激かつ大規模な気候変動や国際情勢の変化があった場合には当社の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定仕入先への依存について

当社の仕入先は特定の仕入先の依存割合が高い状況であります。特に中国から前事業年度の仕入総額の70%の商品生産を委託しております。当社としては特定の国家との貿易事情の変化により安定した仕入が滞ることがないよう、当該取引先への依存度を下げ、インドネシア等、中国以外の製造委託先への発注比率を増やすよう努めております。しかしながら中国からの商品輸入が不測の事態により長期間にわたって中断することがある場合、カントリーリスクとして当社の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) キャッシュ・フローの状況について

当社では、業容の拡大とともに、売上債権及び棚卸資産並びに前渡金が増加する傾向にあります。当社としましては、棚卸資産の圧縮を図るとともに資金需要に見合う調達枠の拡大にも努めております。

しかしながら、これら運転資金の今後の推移によっては、当社の財務状況及び営業キャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 品質及び安全性について

当社では、ブランド冷凍パック食品を外国の提携先会社より完成した状態で輸入調達いたします。商品の安全性、衛生性を保つため、品質管理体制の整った会社と提携をしておりますが、保健衛生上の危害が発生した場合には、これを防止するために商品の自主回収、廃棄、販売の停止、情報の提供等必要な安全確保措置を講じなければなり

ません。当社は商品の安全性、衛生性を保つためロット毎の品質検査は必ず励行しております。

しかしながら、輸入通関時の食品衛生法に基づく検疫所検査（命令検査、指導検査、行政検査等）において問題が起き、当社が販売する商品の品質及び安全性に対する信用を損なった場合には、当社の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 物流業者の値上げについて

当社は輸入した商品を外部委託業者に冷凍保管委託しております。かつ商品の配送全てにわたり、外部物流業者に配送委託しております。中東情勢が不安定な状況が続くなか、エネルギー価格の上昇による冷凍倉庫の保管価格の上昇や配送単価の上昇、加えて2024年問題以降物流価格の上昇は避けられないと判断しております。

当社は物流価格の上昇に対する販売価格の転嫁に十分配慮致す所存ですが、市場から販売価格転嫁が認められない場合、物流価格の上昇が当社の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法規制や訴訟について

当社の事業は、食品衛生法や有効性及び安全性の確保等に関する法律等、環境保護に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、個人情報保護法等人権に関する法律等、事業活動に関連する法律や規制の適応を受けております。

当社では法令遵守をはじめコンプライアンスを考慮した経営に努めておりますが、しかしながら意図せざる理由により法令違反又は訴訟提起等が生じた場合、当社の今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 特定人物の依存について

当社の創業者であり、かつ代表取締役である山崎裕康は、当社の経営方針や経営戦略の立案及び特許権、製造技術等の決定をはじめ事業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしております。当社は株式上場を契機として、内部管理体制の強化、人材の獲得及び育成、社内マニュアルの整備による属人化を低減させる等により、組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を推進することとしております。しかしながら不測の事態により同氏の当社における職務執行が困難となった場合は、当社の今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 小規模組織であることについて

当社は組織規模が小さく、社内管理体制もこの規模に応じたものとなっております。今後事業拡大に伴い人員強化を図り、内部管理体制も併せて強化・充実させていく方針であります。事業の拡大及び人員の増加に適時適切に組織対応ができなかった場合には、当社の今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 自然災害、感染症等のリスク

地震、風水害等の自然災害発生、また新型コロナウイルス等のウィルスの伝染病が蔓延する事態の発生により会社及び従業員とその家族また取引先等に被害が発生した場合、当社ブランド品の生産国などの生産活動の低迷による商品調達リスク、当社営業活動停止リスク、取引先への納入停止リスク等が生じます。その要因により、当社の今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しています。

当社では本発行情報公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」とします。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<担当J-Adviserとの契約の解除に関する条項>

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止に繋がる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告なしでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社が当事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下、「産活法」という。)第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計

画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- (b) 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となつた重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となつた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至つた場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になつた場合。なお、これに準ずる状態になつた場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至つた場合に準ずる状態になつたと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であつて、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日)
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り。) 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなつた場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
- (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至つた場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- (b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
- (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合(当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合)又はこれに準ずる状態になつた場合。なお、これに準ずる状態になつた場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になつた場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

- (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通投資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)
- c 当社が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
- 当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次のa又はbに該当する場合
- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
- 当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
- 当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることとが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
- 当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
- 当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
- 当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
- 当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。))。
 - d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑩ 全部取得
当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑪ 反社会的勢力の関与
当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。
- ⑫ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 当社又は同社が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1ヵ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、当社及び同社は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、当社又は同社から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、同社は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

当社の経営上の重要な契約などは以下の通りです。

当社は当社商品の製造委託先との間で、製造委託基本契約を締結しており、特に取引依存度の高い製造委託先との契約内容等について記載しております。

相手方の名称	契約名称	契約品目	契約内容	契約期間
LAIYANG PUFENG FOODSTUFF CO., LTD	製造委託基本契約書	冷凍野菜一般	製造委託取引	2023年1月1日より 2032年12月31日まで
PT. TOBA AGRO ABADI	製造委託基本契約書	冷凍野菜一般	製造委託取引	2022年2月26日より 2032年2月25日まで

6 【研究開発活動】

当事業年度における研究開発費用は、5,043千円となりました。

当社は市場のニーズに対応する新商品の開発並びに、新規事業の創出を目的とした研究活動を行っております。

支出した研究開発費は以下の内容です。

- ・新商品開発に向けた新たな提携先選定のための海外出張

- ・種の購入、他社類似商品のサンプル購入
- ・輸入商品の品質管理のための検査費用(農薬検査、微生物検査、異物検査)

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

この財務諸表において採用している重要な会計方針は、「第6【経理の状況】【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

また、この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第21期事業年度(自2023年12月1日 至2024年11月30日)

(資産の部)

総資産は1,217,535千円（前期末比82,161千円増）となりました。流動資産につきましては、1,189,895千円（同86,873千円増）となりました。これは主に、売掛金が87,125千円、商品が17,807千円増加した一方、前渡金が28,135千円減少したことによるものです。固定資産につきましては、27,639千円（同4,712千円減）となりました。これは主に、ソフトウェア2,195千円の減少、繰延税金資産2,053千円の減少によるものです。

(負債の部)

総負債は792,184千円（前期末比21,118千円減）となりました。流動負債につきましては、452,832千円（同37,479千円増）となりました。これは主に、買掛金33,393千円及び未払費用8,765千円の増加によるものです。固定負債につきましては、339,352千円（同58,598千円減）となりました。これは長期借入金58,598千円の減少によるものです。

(純資産の部)

純資産につきましては425,351千円（前期末比103,279千円増）となりました。これは主に、当期純利益による128,539千円の増加及び株主配当金による25,260千円の減少によるものです。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載しております。

第 4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第21期事業年度(自2023年12月 1 日 至2024年11月30日)
当事業年度において、重要な設備の投資・除却又は売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2024年11月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都中央区)	メディカル給食	本社設備	4,790	327	4,713	9,831	26

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2024年11月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年2月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	—	—

(注) 2024年5月8日開催の取締役会決議により、2024年5月18日付で普通株式1株を500株に分割しております。これにより、発行済株式総数は1,996,000株増加し、2,000,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は7,984,000株増加し、8,000,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年5月18日(注)	1,996,000	2,000,000	—	82,000	—	—

(注) 2024年5月8日開催の取締役会決議により、2024年5月18日付で普通株式1株を500株に分割しております。これにより、株式数は1,996,000株増加し、2,000,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2024年11月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				4			7	11	—
所有株式数 (単元)				1,312,000			688,000	2,000,000	—
所有株式数 の割合(%)				65.6%			34.4%	100%	—

(7) 【大株主の状況】

2024年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ソウハンホールディングス	東京都中央区日本橋蛸殻町 1-38-9	1,300,000	65.00%
山崎裕康	東京都港区	488,000	24.40%
山崎光紀	東京都板橋区	100,000	5.00%
山崎みちる	東京都港区	25,000	1.25%
山崎純奈	東京都板橋区	25,000	1.25%
山崎純平	東京都町田市	25,000	1.25%
荒川 悟	東京都渋谷区	12,500	0.63%
渡辺穰治	大分県日田市	12,500	0.63%
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市西中新田297番地 1	5,000	0.25%
株式会社ウェディングボックス ホールディングス	東京都港区芝 1 丁目 4 番 3 号	5,000	0.25%
計		1,998,000	99.90%

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,000,000	20,000	権利内容に何ら限定のない、 当社における標準となる株式 であり、単元株式数は数は100 株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,000,000	—	—
総株主の議決権	—	20,000	—

(注) 1. 2024年5月8日開催の取締役会決議により、2024年5月18日付で普通株式1株を500株に分割しております。

2. 2024年5月17日付で定款変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式等の種類】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する公正な利益還元を経営の重要な課題として位置づけ、業績向上に努めます。

また経営基盤の強化及び事業の安定並びに事業展開に備えた内部留保の充実も勘案しつつ、株主の皆様への安定配当と配当水準向上に努めることを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、経営基盤の強化と今後の事業展開への備えに役立てていく方針であります。

4 【株価の推移】

(1) 最近3年間の事業年度別最高・最低株価

回次	第19期	第20期	第21期
決算年月	2022年11月	2023年11月	2024年11月
最高（円）	—	—	600
最低（円）	—	—	600

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 2024年7月30日付で取引所に上場しましたので、第19期と第20期の株価については該当ありません。

(2) 最近6月間の月別最高・最低株価

月別	2024年6月	2024年7月	2024年8月	2024年9月	2024年10月	2024年11月
最高（円）	—	600	—	—	—	—
最低（円）	—	600	—	—	—	—

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

5 【役員 の 状 況】

男性 8 名、女性 1 名 （役員のうち女性の比率 ー％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	山崎 裕康	1951年10月18日	1970年 8 月 1991年 6 月 2002年 4 月 2003年 6 月 2003年12月 2006年 6 月	㈱ヤオハン入社 ㈱大緑入社 天然素材㈱入社 創業 有限会社勝美ジャパン設立 株式会社勝美ジャパンに組織変更 代表取締役就任(現任)	(注) 3	(注) 6	488, 000
取締役	副社長	山崎 光紀	1982年11月16日	2006年 4 月 2009年 4 月 2013年 2 月 2017年12月 2019年10月 2020年 4 月 2023年11月	㈱ユニフーズ入社 当社入社 当社取締役製造部長就任 当社取締役営業部長就任 ㈱ソウハンホールディングス 代表取締役就任(現任) 当社代表取締役社長就任 当社取締役副社長就任(現任)	(注) 3	(注) 6	1, 400, 000
取締役	営業部部长	荒川 悟	1958年 8 月 8 日	1982年 4 月 2015年 4 月 2016年11月 2021年 2 月	大塚食品工業㈱入社 ㈱JTB商事入社 当社入社 当社取締役営業部長就任(現任)	(注) 3	(注) 6	12, 500
取締役	管理部部長	池田 一夫	1961年11月13日	1984年 4 月 2022年 9 月 2025年 2 月	ソニー㈱入社 当社入社 当社取締役管理部部長就任(現任)	(注) 4	—	—
取締役	財務部部长	大崎 英治	1958年 1 月14日	1977年 3 月 2023年 3 月 2025年 2 月	セントラル硝子㈱入社 当社入社 当社取締役財務部長就任(現任)	(注) 4	—	—
取締役		和田 浩興	1962年 3 月12日	1982年 4 月 1990年 4 月 1999年 4 月 1999年10月 2008年 3 月 2011年 4 月 2018年 9 月 2022年 2 月 2023年11月 2024年 2 月	東亜合成化学㈱入社 幸福の科学入社 シーシーエス㈱入社 シーシーエス㈱取締役就任 ㈱Sofiaコンサルティングネット ワーク設立 代表取締役就任 (現 任) ㈱エスケーケー監査役就任(現任) ㈱ウェディングボックス取締役就 任 当社取締役就任(現任) ㈱富国産業創造代表取締役就任 (現任) ㈱ウェディングボックス代表取締 役就任(現任) ㈱ウェディングボックスホールデ ィングス代表取締役就任(現任)	(注) 3	(注) 6	—
取締役		奥沢 剛彦	1963年 8 月13日	1986年 4 月 1992年 4 月 1997年 1 月 2005年 7 月 2022年 2 月 2023年11月	鈴木豊税理士事務所入所 監査法人トーマツ入所 奥沢剛彦税理士事務所開設所長 税理士法人おくざわ会計代表社員 就任(現任) 当社監査役就任 当社取締役就任(現任)	(注) 3	(注) 6	—
監査役		佐藤 晋治	1987年 3 月28日	2009年 4 月 2014年 1 月 2015年 6 月 2021年 2 月 2022年 2 月	あずさ監査法人入所 ㈱AGSコンサルティング入社 ケイアイスター不動産㈱監査役就 任 佐藤晋治公認会計士事務所開設所 長(現任) 当社監査役就任(現任)	(注) 5	(注) 6	—
計								

- (注) 1. 取締役和田浩興、奥沢剛彦は、社外取締役であります。
2. 監査役佐藤晋治は、社外監査役であります。
3. 2024年 5 月開催の臨時株主総会の時から2025年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2025年 2 月開催の定時株主総会の時から2025年11月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2024年 5 月開催の臨時株主総会の時から2027年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 2024年11月期における役員報酬の総額は48, 120千円を支給しております。
7. 取締役副社長山崎光紀の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社ソウハンホールディングスの所有する1, 300, 000株が含まれております。
8. 取締役副社長山崎光紀は、代表取締役社長山崎裕康の次男であります。

9. 取締役池田一夫と大崎英治の両氏は、2025年3月1日に就任いたします。
10. 取締役山崎みちると田中博文の両氏は、2025年2月28日をもって取締役を辞任しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを業績目標の達成及び企業価値の極大化と健全性の確保を両立させるための企業活動を律する枠組みであり、経営上最も重要な課題の一つとして位置付けております。

こうした経営の指針として邁進するには、株主をはじめ、取引先、銀行、従業員等すべてのステークホルダーの期待に応えることが重要であると認識しております。そのためには、企業価値の最大化に努めると共に経営の透明性・公平性を高め、社会的な責任を果たしていくために、コーポレート・ガバナンス機能強化に努めてまいります。

② 会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

1) 取締役会

取締役会は、取締役、監査役を含む8名(内社外取締役2名、社外監査役1名)により構成されております。迅速かつ的確な経営判断を行うため、定例取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、法令、定款に定められた事項のほか、規程の整備や経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

2) 監査役

当社監査役は1名の社外監査役で構成しております。監査役は監査役規程に基づき毎回取締役会に参加し、取締役の業務執行状況を適正に監査しており、会計監査を実施しております。また公認会計士の資格を保有しており、取締役会での決算報告に関しても適切な監視及び助言を行っております。

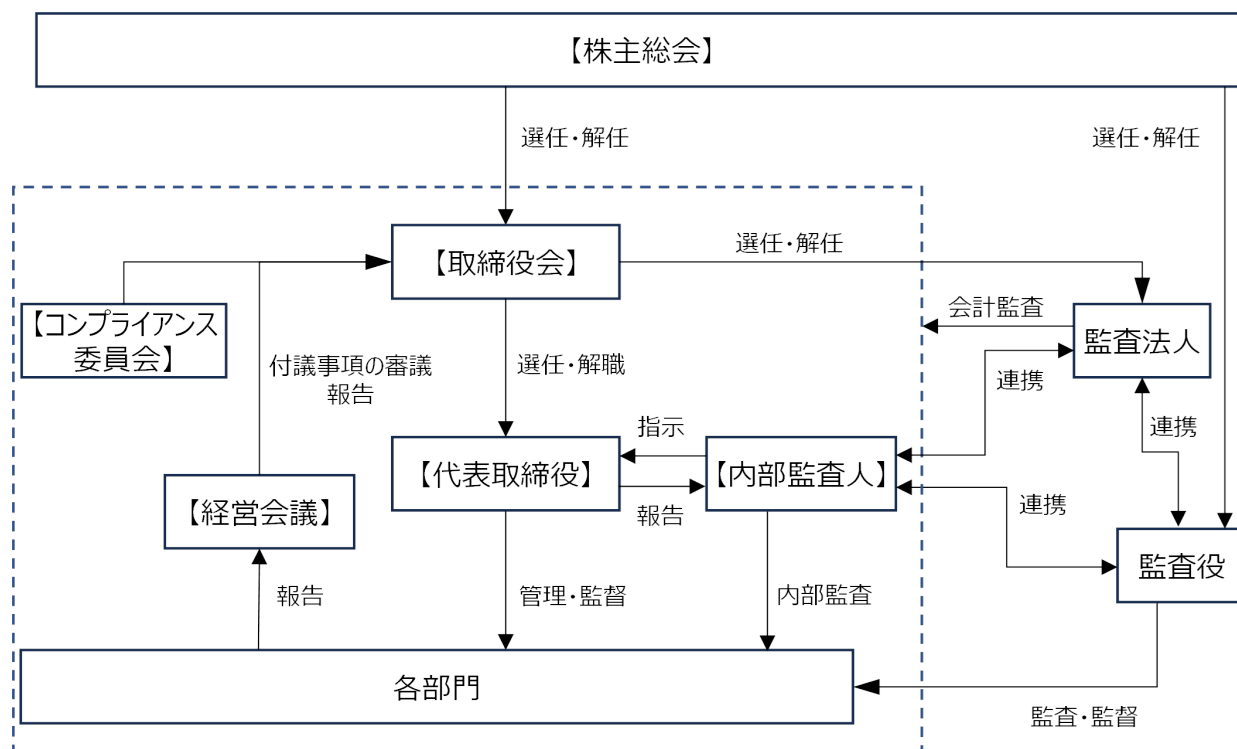
3) 内部監査

当社は会社の組織・制度及び業務が経営方針及び社内規程等を遵守し、適切に遂行されているかを検証・評価し助言することにより業務改善を推進するため、代表取締役が任命した内部監査責任者及び内部監査担当者が各部門の内部監査を実施しております。監査を実施するにあたっては監査役と情報交換を随時行い、連携しながら効果的・効率的な監査を実施しております。

4) 会計監査

当社は清陽監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年11月期において監査を執行した公認会計士は松渕敏朗氏、中山直人氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③ 内部統制システムの整備の状況について

当社は、当社の「経営理念」を踏まえて、経営の透明化の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するために「内部統制システム整備に関する基本方針」を取締役会で定め、業務の適正性を確保するように内部統制システムの運用を行っております。

当社の「経営理念」および「内部統制システム整備に関する基本方針」は以下のようになります。

「経営理念」

私たちは、愛・知・反省・発展の四正道を実践します。

安全で、美味しく、便利な食品を通して、多くの人々の豊かな健康生活に貢献します。

製品の開発、製造、販売の全てに渡り、新たな創造をめざします。

縁ある方々に感謝し「三方良し」の取引を行います。

正直な製品と健全な経営を通して、自信を持って仕事に取り組みます。

「内部統制システム整備に関する基本方針」

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督します。

(2) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行します。

(3) 監査役は、「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査します。

(4) 代表取締役から指名された監査担当が「内部監査規程」に則り当社における経営の諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から監査します。

(5) 「内部通報規程」に則り、当社は、法令・定款等の違反行為を予防・早期発見するための体制として、内部通報制度を運用します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、文書(電子媒体を含む)の保存及び管理に関して「文書管理規程」を制定しています。
- (2) 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報を文書化(電子媒体を含む)し、同規程の定めるところに従って適切に保存及び管理します。
- (3) 当社の取締役及び監査役は、その職務執行に必要な場合、常時当該文書を閲覧することができます。

3. 損失の危機管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及び損失の最小化を図ることを目的として「リスク管理規程」を制定しています。
- (2) リスク管理体制は、取締役の全員をもって構成し、議長は代表取締役またはその指名する者が担当し、構成員については必要に応じ取締役以外のものを追加します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、定期的に取り締役会を開催し、取締役会規程に則り、経営の基本的な方針と戦略の決定、重要な業務執行に係る事項の決定、並びに取締役の業務執行の監督を行います。
- (2) 当社は、取締役会において当社の中期経営計画及び年度経営計画を策定します。当社は当該計画に沿って業務を遂行し、定期的に遂行状況をレビューします。
- (3) 当社は「組織規程」によって組織構成及び職位を明確にし、業務部門の機能分担を「業務分掌規程」により明確化し、業務執行の過程における個別の意思決定を「職務権限規程」に従い適正かつ効率的に行います。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、および監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社の監査役が必要とした場合、協議の上 その職務を補助する使用人を置くものとします。
- (2) 当社は当該使用人の評価・異動等の人事に際しては、事前に監査役の意見を徴し、その意見を尊重します。
- (3) 当該使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役の指示に従い職務を遂行し、取締役等の指示命令を受けません。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制 その他監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は「監査役監査規程」に沿って、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる体制となっております。
- (2) 取締役及び使用人は、当社の経営・財務に重要な影響を及ぼすおそれのある事項について、監査役に報告します。
- (3) 当社の内部通報制度の通報先に当社の監査役を含みます。
- (4) 当社は、監査役へ報告を行った役員及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査法人、内部監査人との定期的な連携に努め、必要に応じて随時意見交換会を開催します。

8. 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査役は、職務執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を会社に提示し、職務執行します。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 取締役会は、財務報告とそれに係る内部統制に関して、経営者を適切に監督・監視する責任があることを認識し、実行します。
- (2) 監査役は、貸借対照表、損益計算書、事業報告、附属明細書を受領し、これらの書類の監査事項を監査し

ます。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、当社の正当な企業価値を守るために「反社会的勢力対応規程」を策定し、当社の全役員・従業員に周知徹底しています。反社会的勢力による不当要求には一切応じず、被害を防止するために、警察、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- (2) 当社が新たな取引先と契約を締結する場合には、反社会的勢力のデータベースから会社および代表者が反社会的活動を行った履歴がないことを確認した上で、契約書等に取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込むこととしています。

④ 社外取締役および社外監査役との関係について

当社は、2名の社外取締役を選任しており、1名の社外監査役を選任しております。なお、社外取締役和田浩興氏が代表取締役就任している株式会社ウェディングボックスホールディングスは当社株式5,000株を保有しており、また社外取締役奥沢剛彦氏が代表取締役就任している株式会社Progressは当社株式2,000株を保有しております。社外取締役は、取引先や資本関係のない社外から取締役を迎えることで、他の取締役や企業との利害関係を一切持たずに、第三者の視点で経営状況を意見していただくために選任しております。また社外監査役は、公認会計士の資格を持ち、取締役会に出席し専門的な意見を述べるとともに、内部統制システムの運用状況監視に協力いただくことで、問題点解決の検討をすることを目的として選任しております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社は想定されるリスクによる損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を構築するために、「リスク管理規程」を定めております。リスク管理体制は代表取締役またはその指名する者が議長となり取締役全員をもって構成し、必要に応じて構成員を追加する体制をとっており、リスク管理について定期的にと取締役会で議論を行います。大地震などの突発的なリスクが発生した場合は代表取締役がリスク管理統括責任者となり緊急事態対応体制をとります。

⑥ 役員報酬の内容

2024年11月期における取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	42,420	42,420	—	—	5
社外役員 (監査役を含む)	5,700	5,700	—	—	3

(注) 上記の表には、2025年2月28日付で辞任した取締役2名を含んでおります。

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主であるソウハンホールディングスは、山崎家親族の資産管理会社であり、当社との取引は行っており、今後も当社間との取引はしない方針です。

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社定款の定めにより、取締役の定数は10名以内、監査役の定数は3名以内としております。
現在、取締役は常勤取締役5名 社外取締役2名の体制 監査役は社外監査役1名の体制であります。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社の取締役選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の規定により、特別決議については議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑫ 取締役及び監査役の責任免除

会社法第426条第1項の規定により、監査役の同意及び取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者も含む。)の責任を法令の限度内において免除することができる旨を定款で定めております。

⑬ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑭ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
9,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模などを勘案して監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当社の当事業年度(2023年12月1日から2024年11月30日まで)の財務諸表について、清陽監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年11月30日)	当事業年度 (2024年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	400,780	405,704
売掛金	293,508	380,633
商品	294,863	312,671
前渡金	114,974	86,839
未収入金	—	4,967
その他	1,829	2,935
貸倒引当金	△2,935	△3,856
流動資産合計	1,103,021	1,189,895
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,564	6,298
減価償却累計額	△1,364	△1,507
建物(純額)	5,200	4,790
車両運搬具	786	1,348
減価償却累計額	△786	△1,020
車両運搬具(純額)	0	327
工具、器具及び備品	7,436	9,355
減価償却累計額	△3,620	△4,642
工具、器具及び備品(純額)	3,815	4,713
有形固定資産合計	9,015	9,831
無形固定資産		
ソフトウェア	3,763	1,568
商標権	165	105
無形固定資産合計	3,928	1,673
投資その他の資産		
敷金	8,457	8,329
長期前渡金	4,843	4,843
繰延税金資産	9,266	7,212
その他投資資産	1,684	592
貸倒引当金	△4,843	△4,843
投資その他の資産合計	19,408	16,135
固定資産合計	32,352	27,639
資産合計	1,135,374	1,217,535

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年11月30日)	当事業年度 (2024年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	41,749	75,143
短期借入金	※ 1 130,000	※ 1 130,000
1年内返済予定の長期借入金	133,530	139,032
未払金	37,934	44,571
未払費用	17,901	26,666
未払法人税等	40,599	24,546
未払消費税等	12,842	11,775
その他	794	1,095
流動負債合計	415,353	452,832
固定負債		
長期借入金	397,950	339,352
固定負債合計	397,950	339,352
負債合計	813,303	792,184
純資産の部		
株主資本		
資本金	82,000	82,000
利益剰余金		
利益準備金	20,500	20,500
その他利益剰余金		
圧縮積立金	1,000	0
繰越利益剰余金	218,571	322,851
利益剰余金合計	240,071	343,351
株主資本合計	322,071	425,351
純資産合計	322,071	425,351
負債純資産合計	1,135,374	1,217,535

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)
売上高	※ 1 1,708,016	※ 1 2,134,162
売上原価	1,002,582	1,304,219
売上総利益	705,433	829,943
販売費及び一般管理費	※ 2, ※ 3 520,466	※ 2, ※ 3 652,003
営業利益	184,966	177,939
営業外収益		
受取利息	3	32
受取配当金	1	0
保険解約返戻金	4,443	14,042
受取手数料	1,346	999
助成金収入	1,188	617
その他	38	216
営業外収益合計	7,021	15,908
営業外費用		
支払利息	5,218	5,714
為替差損	1,853	4,010
その他	10	0
営業外費用合計	7,082	9,725
経常利益	184,905	184,122
特別損失		
固定資産除却損	※ 4 651	—
本社移転費用	761	—
特別損失合計	1,413	—
税引前当期純利益	183,492	184,122
法人税、住民税及び事業税	57,956	53,529
法人税等調整額	△772	2,053
法人税等合計	57,183	55,582
当期純利益	126,308	128,539

【売上原価明細書】

売上原価に該当する項目は、期首商品棚卸高と当期商品仕入高から期末商品棚卸高を差し引いて表示しております。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
			圧縮積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	82, 000	14, 141	2, 000	161, 621	177, 762	259, 762	259, 762
当期変動額							
当期純利益	—			126, 308	126, 308	126, 308	126, 308
剰余金の配当				△64, 000	△64, 000	△64, 000	△64, 000
利益準備金積立		6, 359		△6, 359	—	—	—
圧縮積立金の取崩			△999	999	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	6, 359	△999	56, 949	62, 308	62, 308	62, 308
当期末残高	82, 000	20, 500	1, 000	218, 571	240, 071	322, 071	322, 071

当事業年度(自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
			圧縮積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	82,000	20,500	1,000	218,571	240,071	322,071	322,071
当期変動額							
当期純利益	—			128,539	128,539	128,539	128,539
剰余金の配当				△25,260	△25,260	△25,260	△25,260
圧縮積立金の取崩			△999	999	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△999	104,279	103,279	103,279	103,279
当期末残高	82,000	20,500	0	322,851	343,351	425,351	425,351

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	183,492	184,122
減価償却費	5,516	4,979
賞与引当金の増減額(△は減少)	△3,490	—
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△4,727	920
受取利息及び受取配当金	△4	△32
支払利息	5,218	5,714
有形固定資産除却損	651	—
売上債権の増減額(△は増加)	△61,207	△87,125
棚卸資産の増減額(△は増加)	△57,522	△17,807
前渡金の増減額(△は増加)	△68,067	28,135
仕入債務の増減額(△は減少)	11,457	33,393
未払消費税等の増減額(△は減少)	6,394	△1,066
未払金の増減額(△は減少)	36,884	6,636
未払費用の増減額(△は減少)	△31,640	8,765
その他	511	△4,680
小計	23,464	161,956
利息及び配当金の受取額	3	32
利息の支払額	△5,218	△5,714
法人税等の支払額	△35,188	△69,582
営業活動によるキャッシュ・フロー	△16,938	86,692
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△9,019	△3,231
資産除去債務の履行による支出	△2,670	—
敷金及び保証金差し入れによる支出	△11,078	△180
敷金及び保証金の回収による収入	1,466	—
定期預金の預け入れによる支出	△100	—
定期預金の払戻しによる収入	12,440	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,961	△3,411
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	130,000	—
長期借入れによる収入	90,000	90,000
長期借入金の返済による支出	△141,811	△143,096
配当金の支払額	△64,000	△25,260
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,189	△78,356
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△11,710	4,924
現金及び現金同等物の期首残高	404,690	392,980
現金及び現金同等物の期末残高	392,980	397,904

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～15年
工具、器具及び備品	5～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

高齢者施設に冷凍野菜を提供するメディカル給食事業を行っており、顧客との契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積もり)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 当座貸越契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
当座貸越極度額の総額	300,000千円	300,000千円
借入実行残高	130,000	130,000
差引額	170,000	170,000

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
役員報酬	40,547千円	48,120千円
給料手当	66,856	77,955
荷造運賃	136,752	195,693
倉庫保管費	124,213	148,737
おおよその割合		
販売費	62.3%	64.9%
一般管理費	37.7%	35.1%

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
	8,802千円	5,043千円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)
建物	480千円	一千円
工具、器具及び備品	170千円	一千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	4,000	—	—	4,000
合計	4,000	—	—	4,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当り 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年2月27日 定時株主総会	普通株式	64,000	16,000.00	2022年11月30日	2023年2月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当り 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年2月28日 定時株主総会	普通株式	25,260	利益剰余金	6,315.00	2023年11月30日	2024年2月29日

当事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	4,000	1,996,000	—	2,000,000
合計	4,000	1,996,000	—	2,000,000

(注)2024年5月8日開催の取締役会決議により、2024年5月18日付で普通株式1株を500株に分割しております。これにより、発行済株式総数は1,996,000株増加し、2,000,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は7,984,000株増加し、8,000,000株となっております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当り 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年2月28日 定時株主総会	普通株式	25,260	6,315.00	2023年11月30日	2024年2月29日

(注)2024年5月18日付で普通株式1株を500株に分割しております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合、1株当たり配当額は12.63円になります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当り 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年2月27日 定時株主総会	普通株式	25,700	利益剰余金	12.85	2024年11月30日	2025年2月28日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)
現金及び預金勘定	400,780千円	405,704千円
預入期間が 3 か月を超える定期預金	△7,800千円	△7,800千円
現金及び現金同等物	392,980千円	397,904千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。デリバティブは、外貨建仕入債務に係る為替変動リスクをヘッジすることを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金等は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金については、急激な為替変動リスクに備えるため、為替予約取引による損失低減策を講じております。

長期借入金は、運転資金としての資金調達であり、流動性リスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金等については、担当者が得意先の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

また、特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において取引実行の決定や回収状況の報告を行います。

② 市場リスク(為替変動により支払金額が変動するリスク)の管理

輸入仕入は、すべてドル建債務であります。市場リスクに対し、デリバティブ(為替予約)を使用してヘッジする施策を講じております。

③ 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

資金繰り予測表を作成し年間の手元資金の管理を行っております。月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「売掛金」「買掛金」「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

前事業年度(2023年11月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定を含む)	531,480	525,649	5,831
負債計	531,480	525,649	5,831

当事業年度(2024年11月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定を含む)	478,384	471,168	7,216
負債計	478,384	471,168	7,216

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2023年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	400,780	—	—	—
売掛金	293,508	—	—	—
合計	694,288	—	—	—

当事業年度(2024年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	405,704	—	—	—
売掛金	380,633	—	—	—
合計	786,338	—	—	—

(注2) 短期借入金、社債、転換社債型新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2023年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(1年以内 返済予定を含む)	133,530	126,072	117,950	73,680	47,325	32,923

当事業年度(2024年11月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(1年以内 返済予定を含む)	139,032	132,144	86,640	60,285	38,685	21,598

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2023年11月30日)

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	525,649	—	525,649
負債計	—	525,649	—	525,649

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(2024年11月30日)

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	471,168	—	471,168
負債計	—	471,168	—	471,168

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年11月30日)	当事業年度 (2024年11月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	4,287千円	2,573千円
商品評価損	2,520	2,110
貸倒引当金	1,675	1,675
その他	1,128	853
繰延税金資産合計	9,612	7,212
繰延税金負債		
圧縮積立金認容額	△345	△0
繰延税金負債合計	△345	△0
繰延税金資産純額	9,266	7,212

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年11月30日)	当事業年度 (2024年11月30日)
法定実効税率	34.59%	34.59%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.94	—
住民税均等割	0.10	0.14
租税特別措置法上の税額控除	△3.93	△4.01
中小法人等の軽減税率	△0.43	△0.43
その他	△0.11	△0.11
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.16	30.19

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社ビルの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を耐用年数とし、割引率は耐用年数に応じた国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)
期首残高	2,770千円
有形固定資産の取得による増加額	—
時の経過による調整額	—
資産除去債務の履行による減少額	△2,770
期末残高	—

当事業年度(自 2023年12月1日 至 2024年11月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

該当事項はありません。

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込期間は、不動産賃貸借契約開始からの平均退去年数である15年を用いております。

また、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当事業年度の負担に属する金額は308千円であり、当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は462千円であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)
一時点で移転される財又はサービス		
メディカル食材事業	1,491,030	1,824,066
原料食材事業	213,349	208,733
冷凍食品市販事業	3,637	14,320
冷凍弁当事業	—	87,042
顧客との契約から生じる収益	1,708,016	2,134,162
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	1,708,016	2,134,162

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた契約残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高) 売掛金	232,300	293,508
顧客との契約から生じた債権(期末残高) 売掛金	293,508	380,633

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上「売掛金」として区別しております。契約資産及び契約負債については該当事項はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、契約期間が1年を超える契約がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、メディカル給食事業のみの単一セグメントであり重要性に乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)
1株当たり純資産額	161.04円	212.67円
1株当たり当期純利益金額	63.15円	64.26円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 当社は2024年5月8日開催の取締役会決議により、2024年5月18日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年12月 1 日 至 2023年11月30日)	当事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	126,308	128,539
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	126,308	128,539
普通株式の期中平均株式数(株)	2,000,000	2,000,000

(重要な後発事象)

(運転資金の借入について)

当社は2024年11月18日に開催した取締役会において、資金の借入を行うことを決議し、以下のとおり実行致しました。

- (1) 借入先：日本政策金融公庫
- (2) 入金額：120,000千円
- (3) 借入金利：固定金利
- (4) 借入実行日：2025年1月20日
- (5) 返済期日：2031年12月20日
- (6) 担保状況：無担保
- (7) 資金使途：運転資金

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	6,564	—	266	6,298	1,507	409	4,790
車両運搬具	786	561	—	1,348	1,020	233	327
工具、器具及び備品	7,436	2,670	751	9,355	4,642	1,772	4,713
有形固定資産計	14,787	3,231	1,017	17,001	7,170	2,416	9,831
無形固定資産							
ソフトウェア	14,785	—	—	14,785	13,216	2,195	1,568
商標権	1,841	—	872	968	863	60	105
無形固定資産計	16,626	—	872	15,753	14,080	2,255	1,673

(注) 当期増減額のうち主なものは次のとおりです。

増加額:サーバー更新により工具、器具及び備品が増加しております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	130,000	130,000	0.85%	—
1年以内に返済予定の長期借入金	133,530	139,032	0.90%	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	397,950	339,352	0.90%	2025年～2030年
合計	661,480	608,384	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日以降5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	132,144	86,640	60,285	38,685

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	7,778	3,856	—	2,935	8,699

(注)貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1. 資産

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	—
預金	
普通預金	397,904
定期預金	7,800
小計	405,704
合計	405,704

② 売掛金

区分	金額(千円)
東京中央食品株式会社	31,580
尾家産業株式会社 神戸支店	24,172
株式会社丸八ヒロタ	21,677
国分株式会社 本社	17,602
リーテイルブランディング株式会社	12,018
その他	273,582
合計	380,633

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
293,508	2,307,149	2,220,024	380,633	85.36	53

③ 商品

区分	金額(千円)
冷凍食品	312,671
合計	312,671

④ 前渡金

区分	金額(千円)
PT. TOBA AGRO ABADI	80,703
BHANU FARMS LIMITED	6,021
その他	114
合計	86,839

2. 負債

① 買掛金

区分	金額(千円)
株式会社きぬがわや	16,516
圃豊 (KUNSHAN ROAD LAIYANG ECONOMIC AND TECHNOLOGICAL)	10,355
大東港運株式会社	4,039
株式会社フリゴ	2,558
その他	41,672
合計	75,143

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第 8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年12月 1 日から翌年11月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から 3 か月以内
基準日	毎年11月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日、毎年5月31日
1 単元の株式数	100株
株式の名義書換え	—
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
買取手数料	無料(注) 2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 URL：https://katsumijapan.com/
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

第一部【企業情報】第5【発行者の状況】(7)【大株主の状況】に記載の通りであります。

独立監査人の監査報告書

2025 年 2 月 20 日

株式会社勝美ジャパン

取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指定社員
業務執行社員 公認会計士

松浦 敏朗

指定社員
業務執行社員 公認会計士

中山 直人

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社勝美ジャパンの 2023 年 12 月 1 日から 2024 年 11 月 30 日までの第 21 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社勝美ジャパンの 2024 年 11 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は 2024 年 11 月 18 日開催の取締役会における決議に基づき、2025 年 1 月 20 日に借入を実行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上